

令和５年度 阿南市在宅医療・介護連携支援センター事業
(看護)小規模多機能型居宅介護事業所部会 【報告書】

第２回 サービス事業所連絡会（部会）

開催日：令和６年３月１４日（木）１３：３０～１５：００

場所：阿南市役所６０４会議室

【研修内容】

- ・ 令和６年度介護保険制度改正について 基本報酬、加算内容の確認
- ・ 運営規程の確認（BCP、感染症、高齢者虐待）
- ・ 申請・届出に関する質問・相談
- ・ 第２回介護サービス事業所連絡会（部会長会）報告
- ・ 小規模多機能型居宅介護施設 透析の対応について（アンケート）
- ・ 質疑応答、連絡事項など

会議内容

▽加算の変更に關すること

○認知症加算

- ・ 加算Ⅰは指導者研修修了者がどの事業所もない状態。
- ・ 指導者研修の案内は開始している。
- ・ リーダー研修の日程はまだ決定していない。
- ・ Ⅰ、Ⅱを算定する場合は届出が必要であり、Ⅲ、Ⅳは不要。（介護保険課より）

○生産性向上推進体制加算

- ・ インカムが必要だが、ホール内や施設がどの事業所も大きくないため、口頭で十分コミュニケーションが取れてしまうことから必要性がない。
- ・ センサーマット等も含め、導入コストが高すぎる。
- ・ ケース記録について、手書きのところがほとんどであるためⅠの算定は難しい。
- ・ Q&Aの情報を収集し、十分確認の上、算定したほうがいいのかもしいない。
- ・ 加算取得の際は電子申請・届出システムより厚労省の報告が必要。（介護保険課より）

○総合マネジメント体制強化加算

- ・ 要件を十分確認の上、ケアカフェや研修に参加努力を行い、Ⅰ算定を目指す方がいい。
- ・ ケアカフェについて、今後参加枠を増やす事も検討する。（在宅医療・介護連携支援センターより）
- ・ 加算算定する場合体制状況一覧表の届け出が必要。（介護保険課より）

○処遇改善加算

- ・補助金について、要件として2月から一時金支給を開始し、ベースアップ加算を算定していない事業所については4月から算定開始（届出を4/15までに）
- ・処遇改善加算（ベースアップ等加算）について、算定しないことは職員の不満に繋がる恐れがある。
- ・「一時金」の支給は、年に何度もできないのでは？
- ・経過措置でVの区分があるため、整備が追いつかない場合はそちらで届出をしてもらうようになると思う。（介護保険課より）

その他

- ・加算の届け出の締め切りは、4月算定開始：4/15まで。通知は後日発送する。（介護保険課より）

▽加算以外の変更点について

- ・運営規程の確認、BCPが作成できている場合は体制状況一覧表で基準型にチェックを。
- ・BCP計画は介護保険課への提出は不要。
- ・災害に関する訓練（事業所ごとに該当する訓練は異なる）は危機管理課に報告必要。

▽部会長会報告

- ・各連絡会、年に2回開催が必要。部会長は報告書作成。
- ・副部会長の選任も可能。協議の上、ウィズ双葉の伊沢氏が副部会長となる。
- ・任期は1～2年（途中交代も可能）

▽透析に関するアンケート

- ・透析対応している事業所は半数程度、対応人数は1～2名。
- ・阿南南部地区の透析対応が課題になっているようで、送迎に片道30分程度時間がかかってしまう。
- ・医療・介護の連携で透析患者の対応を検討する必要がある。
- ・介護タクシー事業所が減ったことも背景にある。
- ・同時（同乗）対応は不可。
- ・効率的に透析患者の対応するためには、引継ぎ等の対応を病院とも協議する必要があるが、まずはデータを収集し、医師会に意見を伝えるようになる。

▽その他

- ・開催が必要な委員会が増えた。
- ・運営規程などをHPに掲載する必要がある。（令和7年～）
- ・HPがない事業所は運営推進会議と同じように市HPに掲載するようになると思う。

▽連絡事項

初任者研修の受講希望者を10名ほど集めることが出来れば、無料で講習会を受講することができる。(介護労働安定センターの制度利用)

各事業所で無資格、基礎研修修了者等に声掛けをお願いします。(ウィズ双葉 伊沢氏)

【総評】

法改正による要件の変更や新加算の内容について、介護保険課からの説明や事業所間で情報交換を行ったことにより疑問点等が明らかになった。しかし、現時点の情報だけでは十分ではないため、不明点は多少残る結果となった。

透析患者(利用者)の送迎のアンケートについて、人員不足や体制により各事業所1～2名の透析送迎の対応が限度であるとの結論である。

本会議においても、気軽に相談し合える和やかな雰囲気での会議が進行し、事業所間や行政との連携がより深まったと感じる。

【写真】

